

(1) 騒音関係の届出一覧

届出を必要とする場合		届出の根拠	届出の様式	添付書類	届出期限
設置	特定施設を設置しようとする場合(騒音関係の特定施設をはじめて設置する場合)	(法律) 騒音規制法第6条	特定施設設置届出書 (様式第1)	○騒音の防止方法 ○付近の見取図 ○建物の配置図・構造図 ○施設の配置図・構造図 (カタログ等)	設置工事開始の30日前まで
		(条例) 県条例第53条	騒音に係る特定施設等設置届出書 (様式第11号)		
	①1つの地域が指定地域となった際、その地域において特定施設を設置している場合 ②1つの施設が特定施設となった際、その地域において特定施設を設置している場合(工事中のものを含む。)	(法律) 騒音規制法第7条	特定施設使用届出書 (様式第2)		指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内
		(条例) 県条例第54条	騒音に係る特定施設等使用届出書 (様式第11号)		
変更	特定施設の種類ごとの数を変更する場合 ※1	(法律) 騒音規制法第8条	特定施設の種類ごとの数変更届出書 (様式第3)	○敷地境界線における騒音の予測値に関する資料	変更に係る工事開始の30日前まで
		(条例) 県条例第55条	騒音に係る特定施設の種類ごとの数変更届出書 (様式第12号)		
	騒音の防止の方法を変更する場合 ※2	(法律) 騒音規制法第8条	騒音の防止方法の変更届出書 (様式第4)		
		(条例) 県条例第55条	騒音の防止の方法変更届出書 (様式第13号)		
届出を行った者の氏名、住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場及び事業場の名称、所在地等の変更があった場合 ※3	(法律) 騒音規制法第10条	氏名等変更届出書 (様式第6)	—	変更した日から30日以内	
	(条例) 県条例第57条で準用する県条例第18	氏名等変更届出書 (様式第4号)			
廃止	特定施設(騒音関係に限る。)をすべて廃止した場合	(法律) 騒音規制法第10条	特定施設使用全廃届出書 (様式第7)	—	廃止した日から30日以内
		(条例) 県条例第57条で準用する県条例第18	使用廃止届出書 (様式第5号)		
承継	届出を行った者から譲受け、借受け、相続、合併等によってその届出に係る特定施設のすべてを承継した場合	(法律) 騒音規制法第10条	承継届出書 (様式第8)	○承継の事実を示す書類の写し	承継があった日から30日以内
		(条例) 県条例第57条で準用する県条例第19	承継届出書 (様式第6)		

- ※1 届出に係る特定施設の種類の数が増加しない場合、特定施設の種類の数が直近の届出数の2倍以内に増加する場合には、届出は不要です(例:10台→20台は届出不要、10台→21台は届出必要)。
- ※2 騒音の大きさが増加しない場合には、届出は不要です。
- ※3 工場等の移転により所在地が変更するときは、工場等を廃止し、新たに設置したもののみならず、それぞれに必要な届出をすることになります。